



毎月1回1日発行
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)
 電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦
 編集委員会：佐野俊光 小山内慶 宮下妙香 佐々木靖
 野田徹 白石栄一 印刷所：(株)白 橋



目 次

年頭のご挨拶……………公益社団法人 全国防災協会 会長 脇 雅史… 2
 新年のご挨拶……………国土交通省水管理・国土保全局長 廣瀬 昌由… 4
 年頭のご挨拶……………国土交通省水管理・国土保全局 防災課長 西澤賢太郎… 7
 防災・減災対策強化へ13億円配分…………… 9
 令和3年の水害被害額（確報値）を公表……………11
 河川入門講座（19）水防（その2）—消防団と水防団そしてその将来？—……………14
 「災害査定の留意点」第28回 負担法における適用除外……………水管理・国土保全局防災課…15
 協会だより 災害復旧技術専門家の伝達式のご紹介（宮城県、島根県）……………17
 被害報告……………11月30日現在…19

年頭のご挨拶



公益社団法人全国防災協会 会長 脇 雅 史

明けましておめでとうございます。

会員の皆様を始め関係者の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

常日頃から、当協会の業務運営、推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の国土交通省所管の公共土木施設の被害報告額は、令和5年11月30日現在で直轄、補助合わせて、11,054箇所、3,692億円とされています。

これらの災害を振り返ってみますと、6月の梅雨前線及び台風第2号による大雨、7月の梅雨前線による大雨、9月の台風第13号による大雨等により河川の氾濫や土砂災害など甚大な被害が発生し、また、5月に石川県能登地方を震源とする地震が発生する等、地域住民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしました。

被災されました方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

近年、短時間強雨の発生回数が時間雨量50mm以上の場合で約1.5倍に増加する等、既に地球温暖化の影響が顕在化しており、更に、台風の大型化が予測される等、水災害の頻発化・激甚化が強く懸念されています。

このため、技術系職員の不足が叫ばれている市町村に対して、災害初動対応時や大規模災害時において災害復旧に関する支援、デジタル技術の活用、早期確認型査定の実施等が益々必要になって

います。

また、流域治水型災害復旧（輪中堤など）の採択や災害復旧事業による砂防堰堤等の緊急除石、被災箇所のみではなく一連区間の一体的な災害復旧を強力に推進することが求められるとともに、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模地震への備えも喫緊の課題となっています。

更に、令和6年4月からは水道整備・管理行政が国土交通省に移管され、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象施設に加えられることとなっています。

こうした災害復旧事業を取り巻く大きな変化に適切に対応し、国民生活の安定と生命・財産の確保を迅速、確実に行っていかなければなりません。

当協会といたしましても、大規模な災害が発生したときには、災害復旧や改良復旧計画立案のため、被災自治体から国土交通本省防災課に要請がなされ必要と判断された場合に、無償で災害復旧技術専門家を派遣する制度を運営しており、昨年も7月の梅雨前線による大雨で甚大な被害が発生しました福岡県広川町、うきは市、富山県南砺市、佐賀県唐津市、8月豪雨での岩手県に延べ16名を派遣したところです。今後も積極的に派遣してまいりますので、ご活用くださいますようお願いいたします。

当協会は、本年も公益社団法人として着実な歩みを進めて参る所存でございます。

会員各位、関係者各位の皆様のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます、新年の挨拶といたします。



新年のご挨拶



国土交通省水管理・国土保全局長 廣瀬昌由

1. はじめに

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。皆様には、日ごろから水管理・国土保全局の所管行政の推進にご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大から約4年が経ち、昨年ようやく各地の河川敷にも賑わいが本格的に戻ってまいりました。一方で、自然災害の激甚化・頻発化はとどまるところを知らず、流域治水をはじめとする防災・減災対策を強力に推進していかなければなりません。また、WMOによると昨年は史上最も暑い年で、リビアをはじめ世界各国でも洪水被害が発生しており、幾多の災害経験をもつ日本が国際社会で果たすべき役割を再認識しました。

自然災害に加え、インフラ老朽化、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル(CN)への対応、さらにはいわゆる2024問題、物価高等、国土交通行政を取り巻く課題は複雑化しています。こうした状況下において、安定した生活・経済発展の土台を築くべく、事業・管理を自ら直接行い、災害の対応もする現場力と、出張所、事務所、地方整備局、本省と繋がる縦と、河川、砂防、海岸、上水道、下水道、水資源と多分野を所管する水管理・国土保全局の横の総合力を生かし、他の部局、機関とも連携して、災害、環境、地域の活性化等に係る課題の解決に総合的に取り組んでまいります。また本年4月に迫る水道整備・管理行政の移管に向け、災害対応も含めて準備を加速してまいります。

引き続き、全力で防災行政に取り組んでまいりますので、皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

2. 国土強靱化の推進

激甚化・頻発化する災害に対応するため、いわゆる通常予算に加え、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策や5か年加速化対策等の予算を活用し、河道掘削や築堤、ダム建設・再生等の整備を加速してきました。こうした整備は着実に効果を発揮しており、例えば、平成29年の九州北部豪雨で甚大な被害が発生した筑後川水系赤谷川では、砂防堰堤等の整備、河川改修の結果、昨年7月の大雨では大規模な被害を回避出来ました。

一方で、昨年も全国で被害が発生しており、令和5年度補正予算では国土交通省の国土強靱化関係予算として約1.7兆円が計上されましたが、5か年加速化対策後も切れ目なく取組を進めることが非常に重要です。改正国土強靱化基本法に基づく実施中期計画の策定に向けた検討を進め、より計画的な整備の促進に向け総合的に取り組んでまいります。

3. 流域治水の深化

気候変動による降雨量の更なる増加が予測されており、気温が2℃上昇した場合には、洪水発生頻度は約2倍になるとも示されています¹⁾。このため、従来の管理者主体による河川区域を中心とした治水対策とともに、利水ダム等の事前放流や「田んぼダム」の活用、土地利用規制、特定都市

河川の指定、下水道の機能強化、土砂・洪水氾濫対策や海水面の上昇を踏まえた海岸保全施設の整備など、流域のあらゆる関係者の協働による「流域治水」の取組を進めています。

河川においては、過去の実績に基づいた治水計画を、将来の気候変動を踏まえた計画へと見直すことが必要です。これまでに、昨年新たに変更された5水系を含む10²⁾の一級水系で河川整備基本方針を変更しており、基本高水のピーク流量をこれまでの計画の1.1~1.4倍としたところです。

国、流域自治体、企業等が協働し、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像をとりまとめた流域治水プロジェクトについても、気候変動を踏まえた計画への見直しに加え、まちづくりや内水対策などの流域対策を充実し、『流域治水プロジェクト2.0』として順次更新しています。去年は全国11の一級水系³⁾で先行して公表しましたが、他の一級水系についても今年度末を目処に順次更新してまいります。また、特定都市河川の指定を進めており、去年は、流域治水関連法の施行後最多となる8水系が指定され、指定数は19水系256河川⁴⁾となりました。引き続き、特定都市河川の指定及び流域水害対策計画策定のロードマップを公表し、特定都市河川の指定及び取組を更に進めてまいります。山地や海岸においては、台風の強大化等の気候変動の影響を防護目標に取り込んだ海岸保全基本計画の変更や、河川事業と連携した土砂・洪水氾濫対策、林野事業と連携した流域流木対策等の取組を引き続き進めてまいります。

また、被害対象の減少、被害の軽減のため、土地利用規制や住まい方の工夫、早めの防災対応・避難行動を支援する情報提供等が重要です。水害リスクを踏まえたまちづくりを推進頂けるよう、中高頻度の外力による浸水想定図や、河川整備が進んだ場合の浸水想定図など、水害リスク情報を充実するとともに、防災まちづくりと連携した土砂災害対策も進めてまいります。昨年5月の気象業務法及び水防法の改正により、本川・支川一体の水位予測によって国が取得した都道府県管理区間の予測水位情報の提供が可能となり、都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化が期待されます。現在、既に26府県⁵⁾と情報提供に関する協定を締結しており、今後さらに拡大予定です。加えて、本改正により、高度な予測技術を用いた民間事業者によるきめ細かな予報の提供を可能とする仕組みも構築しています。これらの取組を推進し、早めの防災対応・避難行動の支援に努めてまいります。

さらに、被害の発生・拡大防止、被災地の早期復旧支援のため、全国のTEC-FORCE、災害対策用車両等を被災地に派遣しており、昨年も41道府県159市町村へのべ約3,100人のTEC-FORCEを派遣しました⁶⁾。更なる支援体制の強化・充実に努めるとともに、被災された地域に寄り添い早期の復興・再建を後押ししてまいります。

4. 流域での総合的な対応

河川の流域では、国民が水の恵みを最大限享受できるよう、治水に加え、人口減少、産業構造の変化、気候変動等による農業用水需要の変化に応じた水供給、2050年CNに向けた水力発電の推進、上下水道施設の集約・再編、動植物の生息環境の維持や良好な河川景観の形成、地下水の適正な保全と利用、大規模災害・事故時等の最低限の水の確保など様々な社会のニーズに対応し、限りある水資源やインフラを最大限活用することが求められています。流域治水を推進するためにも、多様な観点からの総合的な対応が重要です。

これらの多様なニーズに対応するため、昨年10月、国土審議会水資源開発分科会調査企画部会にて「リスク管理型の水資源政策の深化・加速化について」がとりまとめられました。互譲の精神に基づく流域の関係者間の連携・協力を促す取組を進めるなど、今後、取組を具体化してまいります。

CNの実現に向けては、治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」に取り組んでいます。このうち、ダムの運用高度化については、令和6年度以降の本格実施を目指し、国土交通省、水資源機構管理の72ダムで試行をしています。既設ダムの発電施設の新增設について

は、国土交通省管理の3ダムで事業化に向けたケーススタディを実施しており、令和6年度以降は新たに参画する民間事業者等の公募を目指してまいります。さらに、ダムだけでなく流域全体で限りある水資源やインフラの有効活用による電力使用量の削減や発電の増強等の取組を推進し、CNの実現に貢献することを目指し、全国の水系で流域関係者と連携のもと、検討を進めてまいります。

水辺には自然環境、歴史・文化・生活とのつながりなど、地域特有の資源が眠っており、新たな価値を生み出す可能性を秘めています。こうした新たな価値を引き出す「かわまちづくり」や民間の河川利用への更なる規制緩和「RIVASITE」の取組等を進めてまいります。また「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、あらゆる主体と連携した効果的な河川環境の保全・創出に向けた取組を進めてまいります。

食料安全保障の強化や資源循環型社会の構築を目指し、下水道分野では農林水産省と連携の下、下水汚泥資源の肥料利用の拡大を推進してまいります。加えて、昨年PPP/PFI推進アクションプランに新たに位置づけられたウォーターPPPの推進に向け、自治体への支援の充実を図ってまいります。

5. インフラ老朽化対策の推進、デジタル技術の活用

整備した施設が、洪水時等に適切に効果を発揮するには日頃の適切な維持管理等に加え、施設更新を計画的に進める必要があります。老朽化が進む施設について、長寿命化計画を作成し、予防保全型メンテナンスを実施するとともに、量産品エンジン等を採用することで排水ポンプの故障時の復旧の迅速化や導入コストの縮減が期待できるマスプロダクツ型排水ポンプについて、開発、現場実証を進めてまいります。

間近に迫るいわゆる2024問題に対応するため、AIやドローン、デジタル技術の活用等により、維持管理や点検、行政事務、被災状況把握、災害復旧事業などの防災対応等の効率化・高度化を進めてまいります。更に、流域に関するデジタルデータを蓄積するデータプラットフォームの構築を進め、他分野のデータと連携もしつつ、様々なDX施策で活用してまいります。DXでは、データ連携が注目されますが、あらためて、人、施策の連携にも注力して取り組んでまいります。

6. 水資源・水防災技術の海外展開

水資源・水防災については世界的な共通課題が多く、諸外国の課題解決の主導も重要です。昨年3月の「国連水会議2023」では上川陽子総理特使（衆議院議員）がテーマ別討議3「気候・強靱性・環境に関する水」の共同議長を務め、気候変動によりリスクの増加する水関連災害に対する強靱性の必要性等を提言する等、世界の議論を主導してまいりました。本年5月には、アジアで3回目の開催となる「第10回世界水フォーラム」が開かれます。開催国のインドネシアを支援し、日本がこれまで主張してきた水分野の議論を主導し、日本のプレゼンスの更なる向上を図ってまいります。

ダム再生や水害リスク評価等の豊富な技術を活用し、国内外で質の高いインフラ整備を進め、世界各地の暮らしを安全かつ豊かなものとするとともに、日本企業の各国での活躍の場を増やすよう取り組んでまいります。

注

- 1) 国土交通省「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」
- 2) 令和5年11月末時点
- 3) 令和5年11月末時点
- 4) 令和5年12月末時点
- 5) 令和5年11月末時点
- 6) 令和5年11月末時点

年頭のご挨拶



国土交通省水管理・国土保全局防災課長 西 澤 賢太郎

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は、5月の石川県能登半島を震源とする地震、台風第2号、梅雨前線の影響による大雨、台風第7号、台風第13号など、全国各地で多くの災害が発生しました。これらの災害によりお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被害にあわれた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

度重なる災害により、全国で約1万1千箇所、被害額約3,700億円の公共土木施設被害が発生し(令和5年11月30日現在)、特に、5月～7月にかけての梅雨前線等による災害については、激甚災害(本激)に指定されました。

国土交通省では、管理する施設の応急復旧を行ったほか、41道府県159市町村へ、のべ約3,100人のTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)を派遣し、被災状況調査や排水ポンプ車による浸水排除、給水活動等、被災自治体の支援に取り組みました。

公共土木施設の復旧については、激甚災害の指定を受けて、机上査定の限度額の引き上げ、採択保留額の引き上げ、設計図書の見直しなど、被災自治体が早期かつ効率的な災害査定を実施できるよう措置したことにより、概ね災害査定を終えることができました。

また、これらの査定に先立ち、災害復旧工法についての助言等を行うため、昨年も公益社団法人全国防災協会を通じて、富山県南砺市、福岡県広川町・うきは市、佐賀県唐津市へ、のべ16人の災害復旧技術専門家に支援を行っていただきました。災害復旧技術専門家の皆様に対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

引き続き、11月29日に成立した令和5年度補正予算(災害復旧事業等:約3,275億円)も活用し、被災地域の早期の復旧に向け全力で取り組んでまいります。

早期復旧に向けた最近の取組を二点ご紹介します。

一点目は、デジタル技術の活用による災害復旧事業のスマート化(効率化・迅速化・事務負担軽減)に向けた取組です。昨年は、自治体等への効果的なデジタル技術導入促進を図ること目的に、「災害復旧事業におけるデジタル技術活用の手引き(案)」を作成しました。多くの災害復旧現場に

において、ドローンによる災害調査や3次元測量、テレビ会議システムによるリモート査定、タブレットを活用したペーパーレス査定等、デジタル技術を活用した効率的な事業が展開されました。引き続き、有効なデジタル技術の普及に向けて、手続きや制度の柔軟な運用に努め、災害復旧事業のスマート化を推進してまいります。

二点目は、早期確認型査定の試行です。大規模災害時に、特に技術職員が不足、災害経験が少ないなどの市町村を対象に一昨年から新たな査定方式として試行を行っており、昨年は全国17道府県29市町村に拡大して行いました。その特徴は①申請にあたって、査定設計での積算を省略、②先に現地で被災範囲を特定、③被災状況を踏まえた留意事項に基づく手戻りのない詳細設計の実施であり、市町村における手続き等の負担軽減と地域の早期復旧を目指しています。今年は本格運用に向けて検討を進め、手続きの改善を図ってまいります。

また、近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する豪雨災害や、切迫化する大規模地震等に対応するためには、事前防災対策の実施が重要です。例えば、筑後川水系赤谷川では、平成29年の甚大な被害を踏まえた抜本的な河川整備や砂防堰堤等の整備により、昨年的大雨では家屋被害を防止することができました。このように防災・減災、国土強靱化の取組は一定の効果を発揮してきましたが、昨年は多くの中小河川で被害を受けるなど、対策が必要な箇所も多く残っており、更なる取組の強化が必要です。災害復旧においては原形復旧に加えて改良復旧を積極的に推進することで、取組の加速化を図ります。

国土交通省では、「いのちと暮らしをまもる防災減災」をスローガンとする「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を令和2年7月にとりまとめ、流域治水の推進等の防災・減災施策を着実に推進してきたところであり、昨年6月には、「首都直下地震等の大規模地震対策の強化」・「デジタル等の新技術を活用した防災施策の推進」をテーマとして、プロジェクト全体の充実・強化を図りました。引き続き、プロジェクトについて不断の見直しや改善を行い、防災・減災に関する取組の更なる充実・強化を図ってまいります。

今年4月より水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管されます。災害発生時の応急支援や復旧に係る技術的支援を行うこととなる地方整備局等の十分な組織体制を確保するとともに、水道の災害復旧事業について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき円滑な制度運用を図るよう努めてまいります。

今後とも、国民の命と生活を守るため、様々な取組を進めてまいりますので、公益社団法人全国防災協会並びに会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人全国防災協会のご発展と会員の皆様のご健勝をお祈り申し上げ、新春のご挨拶とさせていただきます。

“防災・減災対策強化へ” 13億円配分

～災害の対策や防災・減災対策を 推進するため緊急的に予算を配分します～

国土交通省は、「防災・減災対策等強化石業推進費」の令和5年度最終配分として、国及び地方公共団体が実施する10件の公共事業（河川・道路）に対し、13億円の予算配分を決定しました。

令和5年12月13日 国土政策局広域地方政策課

「防災・減災対策等強化石業推進費」は、大雨による浸水被害等が発生した地域において再度の被災を防止するために緊急的に実施する対策や、大雨等による災害を未然に防ぐ事前防災対策を強化するために使われる予算です。用地の確保など事業の実施環境が新たに整った場合などに、年度途中で機動的に予算を配分します。

1. 配分事業の概要（10件 12.97億円（国費））

(1) 被災地域での災害対策

- ① 洪水・浸水対策(河川) 6件、6.84億円
- ② 崖崩れ・法面崩壊対策(道路) 2件、4.63億円

(2) 災害が起きる前に被害を防止する事前防災対策

- ① 洪水・浸水対策(河川) 1件、1.00億円
- ② 崖崩れ・法面崩壊対策(道路) 1件、0.50億円

防災・減災対策等強化石業推進費

制度概要

- 近年、激甚な災害が頻発していることを踏まえ、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、**防災・減災対策の強化を行う公共事業に対して、緊急かつ機動的に配分する予算（目未定経費）**。
- 本推進費は、災害を受けた地域等における**災害対策事業**、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における**公共交通安全対策事業**、早期に事業効果が発揮できる箇所における**事前防災対策事業**に活用可能。
- 事業所管部局（他省庁を含む）からの申請を受けて**予算を年度途中で配分**。

災害対策事業

災害を受けた地域等において、災害復旧事業等での復旧が出来ない場合等の再度災害防止等の対策※



対策例：被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により高上げを実施。

※「流域治水型の原形復旧」による災害復旧事業の実施に関連し、自治体が事前の復興まちづくり計画に基づき、住宅・都市機能の安全なエリアへの移転促進の対応についても活用が可能。 ※盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえた対応についても活用が可能。

公共交通安全対策事業

交通インフラ（陸上交通、海上交通、航空交通）における重大事故等が発生した場合の対策（安全性の向上）



対策例：園児の移動経路（交差点）において発生した死傷事故を受けて、緊急点検の結果、危険箇所に防護柵等を設置。 ※写真は対策イメージ

速やかな再度災害防止対策、事故の再発防止の実施による**安全・安心の確保**

事前防災対策事業

事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所又は新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所等において、早期に防災・減災効果を発揮するための対策（公共交通の安全確保を含む）

対策例①：課題解決
前年度から継続していた協議がまとまり用地が取得できたため、推進費により堤防強化等の洪水対策を実施。



対策例②：新たな課題確認
緊急輸送道路の整備において、詳細な地質調査の結果、想定以上の強風化した岩盤が出現したため、推進費によりモルタル吹付工による追加対策を実施。



対策例③：突発事象発生
緊急輸送道路脇の法面において、アンカーの変状が判明したことから、推進費によりアンカーの再設置や地山補強土工による緊急対策を実施。



事業の計画的かつ効率的な実施により**早期に効果の発揮**

令和5年度 最終配分 防災・減災対策等強化事業推進費 執行地区一覧表

※ 個別の案件の詳細（個票）は、国土交通省のホームページをご覧ください。

(https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000026.html)

また、各案件をクリックすると詳細（個票）のページが開きます。

【災害対策事業】

[金額単位：千円]

種 別	事業名	事業主体名	施行地	実施計画額		
				事業費	国費 (配分額)	
1. 洪水・浸水対策						
河川(直轄)						
(1)	河川維持修繕事業	雄物川水系雄物川	国土交通省	秋田県 湯沢市関口字除柳地先	77,000	77,000
(2)	河川維持修繕事業	雄物川水系皆瀬川	国土交通省	秋田県 湯沢市角間字向川原地先	237,000	237,000
(3)	河川維持修繕事業	安倍川水系安倍川	国土交通省	静岡県 静岡市葵区牛妻地先	100,000	100,000
(4)	河川維持修繕事業	木曾川水系木曾川	国土交通省	愛知県 一宮市北方町北方地先	150,500	150,500
(5)	河川維持修繕事業	矢作川水系矢作川	国土交通省	愛知県 岡崎市矢作町宝珠庵地先	75,000	75,000
(6)	河川維持修繕事業	菊池川水系菊池川	国土交通省	熊本県 菊池市七城地先	44,000	44,000
計		6件			683,500	683,500
2. 崖崩れ・法面崩壊対策						
道路(直轄)						
(7)	道路維持管理事業	一般国道115号	国土交通省	福島県 伊達市保原町大柳地先	422,000	422,000
道路(補助)						
(8)	道路更新防災等対策事業	一般県道伊東川奈八幡野線	静岡県	静岡県 伊東市川奈地内	82,000	41,000
計		2件			504,000	463,000
災害対策事業 計		8件			1,187,500	1,146,500

【事前防災対策事業】

[金額単位：千円]

種 別	事業名	事業主体名	施行地	実施計画額		
				事業費	国費 (配分額)	
1. 洪水・浸水対策						
河川(直轄)						
(9)	河川改修事業	木曾川水系長良川	国土交通省	三重県 桑名市長島町十日外面地先	100,000	100,000
計		1件			100,000	100,000
2. 崖崩れ・法面崩壊対策						
道路(補助)						
(10)	道路更新防災等対策事業	一般国道473号	浜松市	静岡県 浜松市天竜区佐久間町佐久間地先	100,000	50,000
計		1件			100,000	50,000
事前防災対策事業 計		2件			200,000	150,000

総 計	10件				1,387,500	1,296,500
------------	------------	--	--	--	------------------	------------------

令和3年の水害被害額（確報値）を公表

令和5年12月22日 水管理・国土保全局河川計画課

国土交通省では、昭和36年より、水害（洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等）による被害額等（建物被害額等の直接的な物的被害額等）を暦年単位でとりまとめています。

令和3年の水害被害額（確報値）は、全国で約3,600億円となり、平成24年～令和3年の過去10カ年で8番目に大きい被害額となりました。

【1年間の水害被害額の概要】

○全国 約3,600億円

○都道府県別の水害被害額上位3県の水害被害額は、以下のとおり。

- ① 佐賀県（水害被害額：約650億円）
- ② 福岡県（水害被害額：約520億円）
- ③ 広島県（水害被害額：約420億円）

【主要な水害による水害被害額の概要】

○令和3年8月の大雨（水害被害額：約2,300億円）
（令和3年8月7日～9月10日に生じた豪雨及び秋雨前線豪雨による被害額）

- ・日本付近に停滞している前線の活動が活発となり、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、河川の氾濫や、土砂災害等が発生した。
- ・これらにより、佐賀県、福岡県、広島県等の都道府県で、死者13人^{*1}、家屋の全壊約50棟、半壊約2千棟、床上浸水約4千棟、床下浸水約6千棟等の被害が発生した。

※1 死者数は、「令和3年8月11日からの大雨に

よる被害及び消防機関等の対応状況（第26報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。

○令和3年7月1日からの大雨（水害被害額：約800億円）

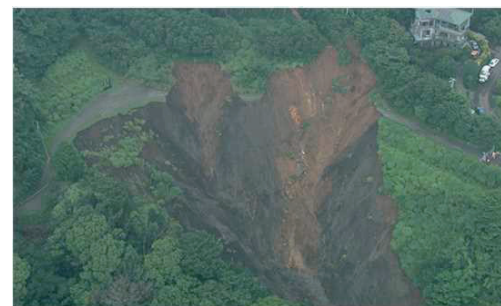
（令和3年6月27日～7月15日に生じた梅雨前線豪雨による被害額）

- ・梅雨前線が6月末から7月上旬にかけて西日本から東日本に停滞し、西日本から東北地方の広い範囲で大雨となり、河川の氾濫や、土砂災害等が発生した。
- ・これらにより、島根県、広島県、静岡県等の都道府県で、死者28人、行方不明者1人^{*2}、家屋の全壊約60棟、半壊約百棟、床上浸水約6百棟、床下浸水約3千棟等の被害が発生した。

※2 死者・行方不明者数は、「令和3年7月1日からの大雨による被害及び消防機関等の対応状況（第38報）」（消防庁作成）の数値を使用しており、風害等によるものを含む数値である。



六角川の浸水状況（佐賀県武雄市）



静岡県熱海市伊豆山で発生した土石流
（静岡県熱海あたま市）

【 1 年間の水害被害額の概要】

1. 水害被害額※3（確報値）

約 3,600 億円

〔 内 訳 〕

- ・ 一般資産等被害額 約 1,500 億円（構成比 41.1%）
 - ・ 公共土木施設被害額 約 2,000 億円（構成比 56.3%）
 - ・ 公益事業等被害額 約 90 億円（構成比 2.6%）
- 計 約 3,600 億円

（参考）過去 10 力年の水害被害額

年	水害被害額	年	水害被害額
平成 24 年	約 3,500 億円	平成 29 年	約 5,400 億円
平成 25 年	約 4,100 億円	平成 30 年	約 1 兆 4,100 億円
平成 26 年	約 2,900 億円	令和元年	約 2 兆 1,800 億円
平成 27 年	約 3,900 億円	令和 2 年	約 6,600 億円
平成 28 年	約 4,700 億円	令和 3 年	約 3,600 億円

※3 水害被害額には、風害による被害、人的損失、交通機関の運休などによる波及被害、被災した企業の部品・製品供給機能、本社機能等が損なわれることによる他地域の企業への影響等に係るものは含まれていない。
 また、一般資産については被害額そのものを聞き取った結果ではない（調査方法については「参考：水害統計調査の概要」を参照）。なお、四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

2. 水害被害の概要（確報値）

（ 1 ） 被害建物棟数 約 15,000 棟

- 〔内訳〕 ○全壊・流失 138 棟 ○半壊 1,765 棟
 ○床上浸水 4,494 棟 ○床下浸水 8,998 棟
 計 15,395 棟

上記の他、地下部分が浸水した建物棟数は 27 棟

（ 2 ） 水害区域面積 約 18,000ha

- 〔内訳〕 ○宅地・その他 2,939ha ○農地 14,813ha
 計 17,752ha

上記の他、地下の水害区域面積は 0.2ha

3. 都道府県別水害被害額（確報値）

（単位：百万円）

	都道府県名	水害被害額		都道府県名	水害被害額
1	北海道	2,660	25	滋賀県	961
2	青森県	3,997	26	京都府	2,219
3	岩手県	1,284	27	大阪府	671
4	宮城県	605	28	兵庫県	442
5	秋田県	2,002	29	奈良県	37
6	山形県	370	30	和歌山県	2,009
7	福島県	480	31	鳥取県	6,955
8	茨城県	0	32	島根県	35,804
9	栃木県	87	33	岡山県	1,474
10	群馬県	648	34	広島県	42,432
11	埼玉県	7	35	山口県	5,432
12	千葉県	2,240	36	徳島県	576
13	東京都	651	37	香川県	133
14	神奈川県	2,295	38	愛媛県	3,159
15	新潟県	4,024	39	高知県	5,513
16	富山県	2,887	40	福岡県	51,749
17	石川県	593	41	佐賀県	64,547
18	福井県	3,526	42	長崎県	5,686
19	山梨県	1,154	43	熊本県	9,266
20	長野県	23,018	44	大分県	3,662
21	岐阜県	20,116	45	宮崎県	6,477
22	静岡県	15,192	46	鹿児島県	13,997
23	愛知県	879	47	沖縄県	730
24	三重県	5,718		合 計	358,365

※四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

河川入門講座 (19)

水防 (その 2)

— 消防団と水防団そしてその将来? —



公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫

わが国では、自然災害としての水災（水害）と人為的災害の火災の 2 つは、昔から誰もがどの家庭もが出くわす可能性のあるありふれた災害です。

従って、明治以来の近代の消防組織も、消防と同時に水防を行うこととされてきましたが、不明確な点もあり、昭和 24 年（1949）制定の「水防法」の制定と、それに伴う消防関係法規の改正により、水防における消防組織の立場が明確にされました。

水防法第 5 条で、“水防団及び消防機関は、水防に関しては、水防管理者の所轄の下に行動する。”と定められています。

消防機関とは、市町村の消防本部、消防署、消防団のいずれか、又は全てのことで、水防管理者とは、水防事務組合、水害予防組合を別にして、一般的には市町村長のこととなります。

消防の方は、「消防組織法」の第 6 条、第 7 条で消防の市町村の責務と市町村長が管理者であることが定められているので、消防も水防も最終責任者は市町村長です。

要は、火災のときは消防団は消防隊として活動し、水災のときは水防団として活動するわけです。

実際、水害のとき水防団の無い市町村で現場に出動してくるのは消防車に乗った消防団で、「水防車」なんてまず存在しません。

統計的に見ても、数十万人の消防団、水防団員のうち、水防団員は 2 % 程度です。

さて、敗戦直後の荒廃したわが国が、治水事業も進められない状況下で、くり返し水害に見舞われていたことが水防に力を入れるようになった動機でしたが、その後のダム建設をはじめ、治水事業の進展

により、水害は昭和 34 年（1959）の伊勢湾台風の災害をピークにして、大幅に減少してきました。

この間、農業従事者の減少と市町村における消防組織の強化充実により、消防団や水防団の団員は減少傾向にあります。

しかしながら、近年にいたり、異常気象による局地的な集中豪雨や宅地の水害危険区域への進出により、水害が増加する傾向にあり、老人ホームや病院などの弱者の施設が被災することも多発し、改めて水防の役割が重視されています。

さらに、従来の、火災や水災の古典的な災害に加えて、地震（津波や火山噴火も）への対応も期待されるようになりました。

このような状況下で、人力主体の水防作業も、建設業者への委託や機械力の導入などが進み、水防団（消防団）は、浸水地域の巡回、警戒、情報伝達、避難の援助、人命救助など住民に対する仕事の比重が増してきました。

消防団、水防団のような、地域社会に密着し、かつ、地元住民の愛郷心にも根差した行動力のある組織は、火災や自然災害ばかりでなく、原子力事故や航空機墜落のような異常事態時に、地域住民への支援システムとして、非常に有効で頼りになる存在です。

古典的な水防団、消防団を水災、火災に限らず非常時全般にわたる住民援助のボランティア的な“緊急支援隊”として発展させるべきと考えますが如何でしょうか。

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例 (28)

～負担法における適用除外～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

1. はじめに

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）においては、いわゆる3条件、①異常な天然現象に因り生じた災害であること、②地方公共団体等が管理する公共土木施設であること、③地方公共団体等が復旧工事を施工すること、を満たせば対象事業となりますが、その復旧工事の規模が維持管理に係る小規模工事であるなどの適用除外項目が明記されています。今回は、うっかり見落としがちな適用除外項目について説明します。

2. 負担法における適用除外

負担法には第6条（適用除外）として下記の通り記載されています。

- 一 1箇所の工事費用が都道府県及び政令指定市にあっては120万円、市町村にあっては60万円に満たないもの
- 二 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
- 三 維持工事とみるべきもの
- 四 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基

- 五 因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 六 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害に係るもの
- 七 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く
- 八 天然の河岸及び海岸の欠壊に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く
- 九 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの
- 十 直高1メートル未満の小堤、幅員2メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

上記のうち、(一)を「失格」、その他を「欠格」と呼びます。なお条文には、立地条件や周辺条件により負担法の適用対象となる旨のただし書きがあり、それらの詳細については公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱や公共土木施設災害復旧事業査定方針（以下「方針」という。）などに記載されています（表-1）。

表-1 適用除外に係る法令等の構成

	負担法	負担法 施行規則	負担法 事務取扱要綱	災害復旧事業査定方針	災害査定官申合事項
適用 除 外	第6条1・一 限度額		第12 維持工事とみるべきもの	第3・2・一 経済効果→第9・2 被害額	
	第6条1・二 経済効果小			第3・2・二 堤体に被害のない場合	
	第6条1・三 維持工事			第3・2・三 異常気象の程度 第3・2・四 指摘工事の手直し	
	第6条1・四 設計不備・不良工事		第13 維持管理怠慢による災害	第3・2・三 失欠格の不着手工事 第3・3 廃工工事箇所の災害	第3・一 埋そく土量の計算法
	第6条1・五 管理義務怠慢		第14 維持上公益上必要な河川埋そく	第3・2・六 河道断面の3割の埋そく	第1・一七 無堤部の直高
	第6条1・六 河川の埋そく		第15 維持上公益上必要な天然河岸海岸の決壊 第15の2・一 砂防指定地内の天然河岸の災害 第15の2・二 一定計画の天然河岸の決壊	第3・2・七 直高1m未満の小堤、前後考慮	第1・一三 幅員2m以下の橋
	第6条1・七 天然河岸・海岸			第3・2・八 道路総幅員、前後幅員勘案	第1・一二 路面の埋没について
	第6条1・八 他事業工事中災害		第16 工事施工中に生じた災害		
	第6条1・九 小規模施設	第3条・一 ～三 小規模施設	第17・1～4 小規模な施設	第10 失格及び欠格理由	

なお、上記の他に、方針第10（失格及び欠格理由）において①被災の事実なし、②異常な天然現象によらない、③過年災害、④前災処理、⑤別途施行、⑥重複、⑦対象外施設、⑧主管外施設、⑨被害少の9項目が記載されています。

3. 適用除外の留意事項

1) 河川災害における留意事項

河川災害の査定現場では、まず異常な天然現象が発生したことを現況河岸高の説明を受けた上で、洪水痕跡の高さ（DHWL）が5割程度以上あるか確認します。この「河岸高」とは低水位から天端までの高さとして定義されていますが、土羽護岸や道路のり面との兼用護岸の場合、「天端」の高さ（位置）が不明確なことがあるので注意が必要です。

一方、直高1m未満の小堤については、土羽護岸や柵渠水路などの普通河川での確認が重要ですが、こちらは河床から天端までの高さであり、災害手帳には図-1のように解説されています。

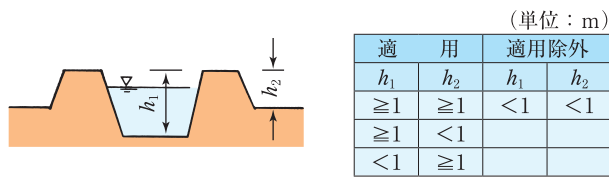


図-1 直高1m未満の小堤（参考）

また、河川災害については、河川護岸として管理区域を明確にしておくことが重要であり、査定現場においては適切に三者合意することが求められます。

2) 道路災害における留意事項

道路の幅員の定義は、道路面の幅であり、橋梁の場合は高欄の内側の幅になります（図-2、3）。道路災害においては、幅員2m以下の道路が適用除外ですが、橋梁が被災した場合、橋梁部の幅員が1.5m以上あり、前後区間の幅員が2m以上あれば適用されます（表-2）。

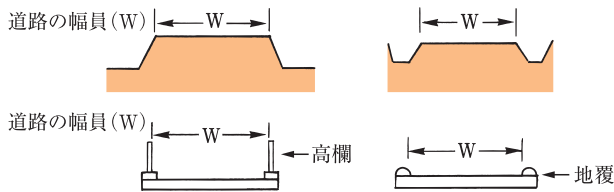


図-2 幅員2m未満の道路（参考）

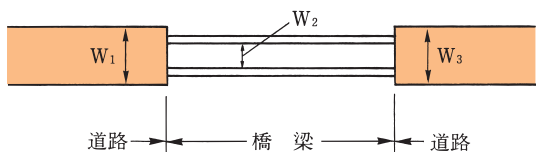


図-3 幅員2m以下の橋梁（参考）

表-2 採択条件 (単位:m)

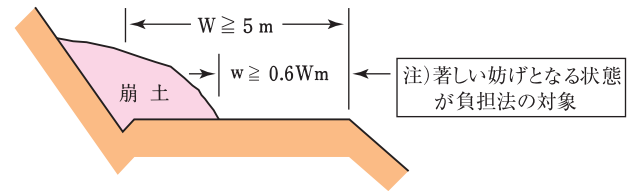
採択できる			採択できない		
W_1	W_2	W_3	W_1	W_2	W_3
≥ 2	≥ 1.5	≥ 2	≥ 2	< 1.5	≥ 2
			< 2	≥ 1.5	< 2
			< 2	≥ 1.5	≥ 2
			≥ 2	≥ 1.5	< 2

3) 河川の埋そくと道路の路面埋没

河川等の埋そくについては、埋そく土の除去自体は維持管理に属するものであるとの規定から適用除外とされていますが、埋そくに基因する破堤等の甚大な被害が発生した場合には、埋そくした土砂撤去作業も災害復旧事業となります。

一方、土砂の流出が道路交通に影響を及ぼした場合は「崩土」として扱われることになり、小規模施設に係る災害復旧事業に該当することから適用除外とされていますが、交通に対して著しい妨げとなる場合は対象となります。災害手帳には図-4のように解説されています。

イ) 幅員が5m以上の一般国道又は主要地方道



ロ) イ)以外の道路

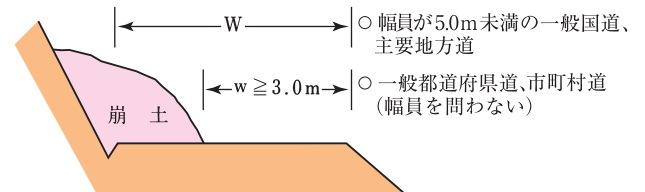


図-4 車馬の交通に著しい妨げとならない道路上の崩土の堆積（参考）

4. おわりに

適用除外に係る条項は、「除外項目の特例」や「対象としない例示」など、逆説的で分かりづらい表現もありますが、これらは負担法の「維持管理は管理者が適切に行うもの」という基本的な考え方からの流れと考えられます。

今回説明した内容は災害復旧の入口、極めて基本的な事項です。皆様の業務遂行の一助となれば幸いです。

協会だより

災害復旧技術専門家登録証 伝達式

災害復旧技術専門家は国や都道府県を退職された方々で、国土交通本省防災課の災害査定官や国、都道府県等の防災担当の本庁課長級もしくは土木事務所長等の経歴を有し、災害復旧業務に長年携わり制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者です。災害復旧技術専門

家に登録するには、ご本人からの申請と在職していた国や都道府県の災害担当部局からの推薦に基づき審査し認定登録しています。登録証等は推薦機関よりご本人に伝達していただいております。今回、令和5年10月4日付で登録となった方々の伝達式の様子をご紹介します。

宮 城 県

○令和5年11月1日

土木部長千葉衛様から金子潤氏（㈱橋本店）、田代浩次氏（若生工業㈱）、菊地潤氏（星造園土木㈱）に登録証を伝達していただきました。また、土木部

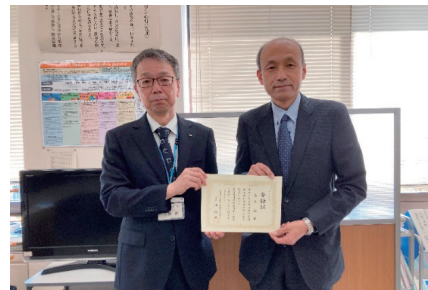
理事西村一慶様、土木部副部長舩谷成幸様、防災砂防課長鈴木善友様に立ち会っていただきました。



金子潤氏



田代浩次氏



菊地潤氏



島 根 県

砂防課長中村伸二様から池森徹氏（株大隆設計）、
木佐元則氏（株トーワエンジニアリング）に登録証

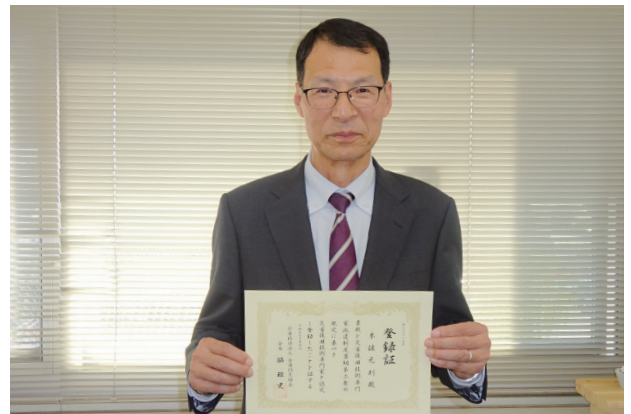
を伝達していただきました。



令和 5 年 11 月 6 日伝達 池森徹氏



令和 5 年 11 月 22 日伝達 木佐元則氏



令和5年 発生主要異常気象別被害報告

令和5年11月30日現在 (単位: 千円)

Table with columns for disaster types (Winter storms, Heavy rain, Earthquakes, etc.), prefectures, and damage amounts. Includes a summary row at the bottom.

※上段()内書きは、下水道・公園分、< >内書きは港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月2回(15日、月末)国土交通省HPで公表。最新は下記をクリック

http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html